中国四国農政局「消費者の部屋」のご案内

ご存知ですか?地理的表示保護制度

~GIマークは地域プランドの証!~

地理的表示保護制度(GI制度)とは、地域の気候や風土、長年育まれた特別な生産方法によって得られた、高い品質や社会的評価が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として保護するものです。

制度の概要について紹介するとともに、登録産品及び登録生産者団体の紹介を行います。



登録商標(GIマーク)



鳥取砂丘らっきょうふくべ砂丘らっきょう



伊予生糸

開催期間

平成28年3月22日(火)~4月8日(金)

8:30~17:15 (土・日曜日を除く。最終日は13時まで)

開催場所

中国四国農政局「消費者の部屋」

岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎1階) ご来場の際は、庁舎北側玄関入口から入館してください。

問い合わせ先

中国四国農政局 電話:086-224-4511(代表) 経営·事業支援部地域食品課

担当:岡田、中山(内線2668、2413)

消費生活課(消費者の部屋) 担当:有政、大北(内線2314、2363)

農林水産省 中国四国農政局